

# 容量市場に係る業務設計支援業務及びシステム開発に係るPMO支援等業務委託契約 (案)

電力広域的運営推進機関（以下「甲」という。）と（会社名）（以下「乙」という。）は、容量市場に係る業務設計支援業務及びシステム開発に係るPMO支援等業務に関し、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的等）

第1条 甲は、次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとし、詳細については、別紙1「容量市場に係る業務設計支援業務及びシステム開発に係るPMO支援等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおりとする。

- （1）容量市場に係る業務設計支援業務（以下「業務設計支援業務」という。）
- （2）システム開発に係るPMO支援等業務（以下「PMO支援等業務」という。）

2 本契約の契約期間は、契約締結日から平成●年●月●日までとする。

（委託業務の対価）

第2条 本件業務の対価は、次のとおりとする。

- （1）業務設計支援業務 金●●●円（消費税等を除く。）
  - （2）PMO支援等業務 金●●●円（消費税等を除く。）
- 合計 金●●●円（消費税等を除く。）

（実施計画書等の遵守）

第3条 乙は、本契約、仕様書及び関係法令諸規則（要綱等を含む。）を遵守し、別紙2の実実施計画書（以下「実施計画書」という。）を委託業務の区分（第1条各号の区分をいう。以下同じ。）ごとに作成した上、これに従って委託業務を実施しなければならない。

（計画変更等）

第4条 乙は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ、委託業務の区分ごとに様式第1により作成した計画変更承認申請書を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

（履行体制）

第5条 乙は、別紙3の履行体制図を委託業務の区分ごとに作成した上、これに従って委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、別紙3の履行体制図に変更が生じる場合には、速やかに、委託業務の区分ごとに様式第2により作成した履行体制図変更届出書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(実施責任者)

第6条 甲及び乙は、委託業務を円滑に推進するために、それぞれ実施責任者（以下「実施責任者」という。）を定め、相手方に通知するとともに、業務連絡体制を甲乙協議の上定めるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 甲の実施責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 委託業務に関する乙からの報告確認及び乙への通知

(2) 委託業務完了報告書の確認及び納入物の検査

(3) その他委託業務に関連する事項

3 乙の実施責任者は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 乙の委託業務に従事する乙の従業員（以下「業務従事者」という。）への指示管理

(2) 委託業務に関する甲への報告及び通知

(3) その他委託業務に関連する事項

4 甲及び乙は、本契約に定める事項のほか、相手方の要請、指示等の受理及び相手方への依頼その他相手方との連絡、確認等については、原則として実施責任者を通じて行うものとする。

(業務従事者の選定等)

第7条 業務従事者の選定、配置及び変更、作業スケジュールの作成及び調整並びに技術指導は、乙が行うものとする。

2 乙は、労働法規その他関係法令に基づき、業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する委託業務に関する指示、労務管理、安全衛生管理に関する一切の指揮命令を行うものとする。

3 乙は、委託業務の遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合において、防犯、秩序維持に関する諸規程を甲が事前に提示したときは、当該諸規程について当該業務従事者に遵守させるものとする。

(実施状況の調査等)

第8条 甲は、委託業務の実施状況の調査その他必要と認めるときは、乙に対し必要な事項を報告させ、又は、乙の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査し、若しくは関係者に質問することができる。

(再委託)

第9条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、委託業務を第三者に再委託してはならない。

2 乙は、再委託の承認を受けようとする場合（再委託先の変更を含む。）には、あらかじめ、委託業務の区分ごとに様式第3により作成した再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、再委託する場合には、再委託先（委託業務を再委託する第三者をいう。以下同じ。）の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約の終了後も有効に存続する。
- 4 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面をもって合意しなければならない。

（再委託に係る承認申請等の特例）

- 第10条 第5条第2項の履行体制図変更届出又は前条第2項の再委託に係る承認申請を要する事実が、第4条第1項の実施計画の変更に伴って生じる場合は、同項に基づき、計画変更が承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行い、又は、再委託に関する承認を得たものとみなす。
- 2 前条第2項の再委託の承認を得た場合は、その承認された範囲内において、履行体制図変更届出を行ったものとみなす。

（資料等の提供）

- 第11条 甲は、乙から甲に対し委託業務の遂行上必要となる資料等の提供の請求があった場合は、甲乙協議の上、乙に対し無償でこれらの資料等を提供するものとする。
- 2 乙は、甲から提供を受けた資料等が委託業務の遂行上不要となった場合は、遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処分を行うものとする。
  - 3 甲及び乙は、前二項の資料等の提供、返還その他の処置について、実施責任者間で書面をもって行うものとする。

（資料等の保管義務）

- 第12条 乙は、甲から提供された委託業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理及び保管し、かつ委託業務以外の用途に使用しないものとする。
- 2 乙は、甲から提供された委託業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変することができるものとする。

（作業場所の提供）

- 第13条 甲は、乙が委託業務を遂行する上で甲の事務所等で作業を実施する必要がある場合は、当該作業場所（当該作業の実施に必要な機器、設備その他作業環境を含む。）を乙に無償で提供するものとする。

（納入物の提出）

- 第14条 乙は、委託業務の区分ごとに、実施計画書に定める完了期日までに、仕様書第10項に記載する納入物（以下「納入物」という。）を、それぞれ様式第4により作成した委託業務完了報告書とともに、甲に提出しなければならない。

- 2 納入物の納入場所は、甲の事務所とする。
- 3 乙は、自己の責めに帰すべき事由により、第1項の完了期日までに納入物を甲に提出することが出来ない場合は、予定損害賠償金として遅延日数1日につき、委託業務の区分に応じて、当該委託業務の対価の100分の1に相当する金額を支払うものとする。

#### (納入物の検査)

- 第15条 甲は、前条に基づき納入物の提出を受けた日から10営業日以内に、納入物の内容が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査しなければならない。
- 2 甲は、納入物の検査を完了した場合は、その結果を乙に通知しなければならない。
  - 3 甲は、第1項に定める検査において、納入物に品質不良、汚損、数量不足その他の不具合（以下「瑕疵」という。）を発見した場合は、速やかにその旨を乙に通知するものとする。この場合において、甲は、乙に対して、代品の提供、無償の修補又は代金の減額を請求することができる。
  - 4 甲は、第2項により検査を完了した後も、検査時において容易に発見されない瑕疵で、検査完了後1年以内に発見されたものについては、前項と同様とする。
  - 5 甲は、乙から瑕疵ある納入物を納入されたことにより損害を被った場合は、甲に対してその賠償を請求することができるものとする。この場合は、第24条の規定を準用するものとする。

#### (委託業務の対価の支払い)

- 第16条 乙は、前条第2項の通知を受けた後に、甲に対し、委託業務の区分ごとに様式第5により作成した支払請求書を提出する。
- 2 甲は、支払請求書の内容を確認の上、不備がないと認められた場合には、受領日から30日以内（当該期間の末日が銀行等の休日に当たるときは、当該末日の前日まで）に、第2条各号に定める委託業務の対価を、乙の指定する口座に振り込む方法により支払わなければならない。この場合において、振込手数料は、甲の負担とする。

#### (権利譲渡の禁止)

- 第17条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承認を得ずに、第三者に譲渡又は承継させてはならない。

#### (知的財産等の使用)

- 第18条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっている物（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### (著作権等の帰属)

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他の知的財産権等及び所有権（乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているも

のを除く。)を、納入物の引渡時点において、甲に無償で引き渡すものとする。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。

- 2 乙は、納入物に関して著作権人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

#### (情報セキュリティの確保)

第20条 乙は、甲に対し、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を提出しなければならない。

- 2 乙は、甲の承認を得た場合を除き、委託業務の内容及びその作業の一切（甲より開示された資料や情報を含む。）について、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、委託業務のために甲から提供された情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。なお、本契約の終了後も、その効力を有する。

- 3 乙は、本契約が終了した場合において、甲が提供した紙媒体及び電子媒体の情報（これらの複製を含む。）が不要になったときには、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却その他の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で廃棄若しくは消去し、委託業務の区分ごとに様式第6により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。但し、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。

- 4 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。

- 5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかにその状況を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるときは、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

- 6 乙は、委託業務を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じ、再委託先に本条と同等以上の措置を義務付けなければならない。

- 7 乙は、乙又は再委託先の責に帰すべき事由により、情報セキュリティに関する開示、漏えい等により甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。

#### (個人情報の取扱い)

第21条 乙は、甲から預託された個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に定める情報をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を第三者に再委託する場合は、事前に甲の

承認を得るとともに、本条に基づき個人情報の適切な管理のために乙が行うべき必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるよう書面で義務づけなければならない。承認を得た再委託先の変更及び再委託先が再々委託等を行う場合についても同様とする。

- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ、委託業務の区分ごとに様式第7により作成した個人情報取扱業務の再委託に係る承認申請書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。但し、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
  - (1) 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再委託先を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
  - (2) 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 5 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査体制・検査手続等の安全管理に必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、乙（再委託先があるときは再委託先を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示を行うことができる。
- 7 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、様式第6により作成した返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。但し、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 8 乙は、甲から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 9 乙は、甲から預託された個人情報以外に、委託業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報保護法に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 10 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、委託業務に関連する個人情報に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。なお、本項その他損害賠償義務を定める本契約の規定は、本契約のその他の違反行為（再委託先による違反行為を含む。）に関する乙の損害賠償義務を排除又は制限するものではない。
- 11 本条の規定は、本契約又は委託業務に関連して乙又は再委託先が甲から預託され、又は自ら取

得した個人情報について、委託業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

#### (契約の解除)

第22条 甲及び乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知催告を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 本契約の各条項に違反し、相当期間を定めた催告をしたにもかかわらず、違反状態が是正されないとき。
- (2) 自ら振り出した手形若しくは小切手又は裏書した手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 第三者から差押、仮差押、仮処分等の強制執行若しくは競売申立てを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別精算開始の申立てをし、又はこれらの申立てがなされたとき。
- (5) 解散、合併又は営業の全部又は重要な一部の譲渡を決議したとき。
- (6) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき。

#### (反社会的勢力との関係排除)

第23条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項を表明し、保証するものとする。

- (1) 自己及び自己の役職員が反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。）でないこと、又は、反社会的勢力でなかったこと。
- (2) 自己及び自己の役職員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと。
- (3) 自己及び自己の役職員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと。
- (4) 自己及び自己の役職員が反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有しないこと。
- (5) 自己及び自己の役職員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行わず、相手方の名誉や信用を毀損せず、相手方の業務を妨害しないこと。

2 甲及び乙は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。

3 甲又は乙は、相手方が第1項各号に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

#### (損害賠償)

第24条 甲又は乙は、第22条又は前条第3項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合は、これにより相手方に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないも

のとする。

- 2 甲又は乙は、相手方が第22条又は前条第2項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合において、相手方に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲又は乙は、本契約に関し、第22条又は前条第2項の規定に該当したときは、相手方が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、相手方の損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、委託業務の対価（本契約締結後、委託業務の対価の変更があった場合には、変更後の対価）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、相手方に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、その超える分についての損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 甲又は乙は、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を相手方が指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年6パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。

（不可抗力）

第25条 甲及び乙は、天変地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下「不可抗力」という。）による本契約の履行遅滞又は履行不能について、相手方に対し、本契約上の責任を負わないものとする。

（管轄裁判所）

第26条 本契約に関する訴えの第一審は、東京地方裁判所の管轄に専属するものとする。

（甲による契約の公表）

第27条 乙は、本契約の名称、概要、委託業務の対価、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

- 2 乙は、第9条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

（契約書の解釈）

第28条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙



協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 東京都江東区豊洲6-2-15  
電力広域的運営推進機関 理事長 金本良嗣

乙 [所在地]  
[会社名] [代表者氏名]